

旧	新
<p><u>体育史専門分科会会則</u></p> <p>第 1 条 本会は<u>体育史専門分科会</u>と称する。</p> <p>第 2 条 本会は<u>(社) 日本体育学会の主要事業である学会大会に部門として参画し、体育史に関する研究の発展を図り、会員相互の連絡を計ることを目的とする。</u></p> <p>第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>研究会の開催</u></p> <p>(2) <u>会報、機関誌「体育史研究」の刊行、その他の出版ならびに本会ホームページの公開</u></p> <p>(3) <u>会員の研究に資する国内、国外の情報の収集と紹介</u></p> <p>(4) <u>その他本会の目的に資する事業</u></p> <p>第 4 条 本会の会員は<u>正会員、準会員、購読会員、名誉会員</u>とする。</p> <p>1. <u>正会員は本会の趣旨に賛同し(社)日本体育学会の会員で本会の会費 4,000 円を納入するものをいう。</u></p> <p>2. <u>準会員は本会の趣旨に賛同し本会の会費 4,000 円を納入するものをいう。</u></p> <p>2. <u>購読会員は会報や機関誌「体育史研究」を購読するものをいう。購読会員のうち、会報と機関誌を購読する場合は本会の会費 3,000 円、機関誌のみ購読する</u></p>	<p><u>体育史学会会則</u></p> <p>第 1 条 本会は<u>体育史学会</u>と称する。</p> <p>第 2 条 本会は<u>体育・スポーツ史に関する研究の発展を図り、会員相互の連絡を計ることを目的とする。</u></p> <p>第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>学会大会、研究集会の開催</u></p> <p>(2) <u>会報、機関誌「体育史研究」の刊行、その他の出版ならびに本会ホームページの公開</u></p> <p>(3) <u>会員の研究に資する国内、国外の情報の収集と紹介</u></p> <p>(4) <u>その他本会の目的に資する事業</u></p> <p>第 4 条 本会の会員は<u>正会員、学生会員、購読会員、名誉会員</u>とする。</p> <p>1. <u>正会員は本会の趣旨に賛同し本会の会費 4,000 円を納入するものをいう。</u></p> <p>2. <u>学生会員は、大学院（修士課程、専門職学位課程、博士課程、博士前期課程及び博士後期課程等）に学籍を持つ会員とし、指導教員による証明をもって会費 3,000 円を納入するものをいう。</u></p> <p>3. <u>購読会員は会報や機関誌「体育史研究」を購読するものをいう。購読会員のうち、会報と機関誌を購読する場合は本会の会費 3,000 円、機関誌のみ購読する</u></p>

<p>場合は本会の会費 2,000 円を納入するものとする。</p> <p>4. <u>名誉会員は、(社)日本体育学会の名誉会員のうち体育史専門分科会の正会員であったものをいう。名誉会員は、会費を納入しなくてよいこととする。</u></p> <p>第 5 条 会員で 2 ヶ年間会費を納入しない者は退会したものとみなす。</p> <p>第 6 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名 (2) 理事 6 名 (3) 監事 2 名</p> <p>第 7 条 役員任期は 2 年とする。再任は妨げない。但し、同一役員任期は連続して 3 期を越えないものとする。役員は郵便投票によって選出する。役員選出に関する規程は別に定める。</p> <p>第 8 条 役員は、次の任務を行う。</p> <p>(1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。 (2) <u>理事は会務を執行する。</u> (3) <u>監事は会務を監査する。</u></p> <p>第 9 条 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議決定する。</p> <p>(1) 役員選出</p>	<p>場合は本会の会費 2,000 円を納入するものとする。</p> <p>4. <u>名誉会員の選出（あるいは資格）については別に定める。</u></p> <p>第 5 条 会員で 2 ヶ年間会費を納入しない者は退会したものとみなす。</p> <p>第 6 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名 (2) <u>副会長 1 名</u> (3) <u>事務局長 1 名</u> (4) 理事 4 名 (5) 監事 2 名</p> <p><u>なお、副会長及び事務局長は、理事の互選により決定し、理事を兼ねるものとする。副会長は編集担当副会長とし、編集委員会委員長を兼ねる。</u></p> <p>第 7 条 役員任期は 2 年とする。再任は妨げない。但し、同一役員任期は連続して 3 期を越えないものとする。役員は郵便投票によって選出する。役員選出に関する規程は別に定める。</p> <p>第 8 条 役員は、次の任務を行う。</p> <p>(1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。 (2) <u>副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。</u> (3) <u>事務局長は、本会の事務局を所掌する。</u> (4) 理事は会務を執行する。 (5) 監事は会務を監査する。</p> <p>第 9 条 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議決定する。</p> <p>(1) 役員選出</p>
--	--

<p>(2) 事業報告及び収支決算 (3) 事業計画及び収支予算 (4) 会則の改正 (5) 会費の変更 (6) その他の重要事項 通常、総会は毎年1回開かれる。</p> <p><u>第10条</u> 理事会は会長及び理事によって構成される。理事会は会務を執行し、総会に諮る事項を審議する。理事会は会務の執行のために委員会を置くことができる。委員会に必要な規程は別に定める。</p> <p><u>第11条</u> 総会及び理事会は会長が召集する。</p> <p><u>第12条</u> 本会の経費は会員の会費、(社)日本体育学会の補助金並びに寄附金の収入によって支出する。</p> <p><u>第13条</u> 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。</p> <p>(平成22年9月7日改正)</p>	<p>(2) 事業報告及び収支決算 (3) 事業計画及び収支予算 (4) 会則の改正 (5) 会費の変更 (6) その他の重要事項 通常、総会は毎年1回開かれる。</p> <p><u>第10条</u> 理事会は会長、副会長、事務局長及び理事によって構成される。理事会は会務を執行し、総会に諮る事項を審議する。理事会は会務の執行のために委員会を置くことができる。委員会に必要な規程は別に定める。</p> <p><u>第11条</u> 総会及び理事会は会長が召集する。</p> <p><u>第12条</u> 本会の経費は会員の会費、補助金並びに寄附金の収入によって支出する。</p> <p><u>第13条</u> 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。</p> <p>(平成23年9月25日制定)</p>
--	--